

新型コロナウイルス感染症特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業もしくは失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を実施します。

申込・相談窓口は市区町村社会福祉協議会となっております。福島区に住民票・住所地がある方は福島区社会福祉協議会までお問い合わせください。

特例貸付の申請は、原則、郵送での対応とさせていただきます。

まずは、福島区社会福祉協議会までご連絡ください。

1. 申請受付期日

令和2年12月28日(月) ※令和2年9月30日期日が延長になりました。

2. 申請書類の受け渡し

原則、郵送させていただきます。申請希望の方は福島区社会福祉協議会までご連絡をいただき、申請書類一式をご自宅等へ発送します。提出方法は同封している返信用封筒にてポスト投函してください。

※郵送トラブルを回避するため、投函前に福島区社会福祉協議会までご連絡ください。

3. 面談対応について

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、原則、郵送での申請対応としておりますが、面談を希望される方は下の時間に合わせて必ず事前にご予約いただきますようお願いいたします。

《面談受付日・時間》

月曜日 ～ 金曜日（祝日除く）

午前9時30分 ～ 午後5時（最終受付：午後4時）

※どうしてもご都合がつかない場合は要相談

4. ご予約なしで来館された方について

当日の面談はお受けできません。 申請書類と返信用封筒をお渡しします。郵送またはご予約をいただいてからご申請いただきますようお願いいたします。

*緊急小口資金・総合支援資金（新型コロナウイルス感染症特例）概要リーフレットは、[区社協HPトップページ新着情報](#) からダウンロードできます。